

J A 営農ローン証書貸付切替資金（基金協会保証型）

平成29年4月3日現在

お使いみち	◎基金協会保証型営農ローン（当座貸越）のご利用残高をご返済いただくための資金とします。
ご利用いただける方	◎個人の農業者で J A 正組合員の方。 ◎基金協会保証型営農ローンの契約者。 ◎本資金により、現在ご契約いただいている基金協会保証型営農ローンを解約または極度額を減額していただける方。 ◎保証機関（和歌山県農業信用基金協会）の保証が得られる方。 ◎その他 J A が定める条件を満たしている方。
ご融資金額	◎300万円以内で1万円単位となります。ただし、対象の営農ローンの極度額の範囲内で貸越残高と貸越利息の合計額を上限とします。
ご融資期間	◎1年以上10年以内（1ヵ月単位）
ご返済方法	◎元利均等または元金均等の毎月返済のいずれかをお選びください。 ※元利均等返済は、毎月の返済額（元金＋利息）が一定となる返済方法です。 ※元金均等返済は、毎月の返済元金を一定とし、その元金に利息を加えた金額を、毎月の返済額とする返済方法です。
ご融資利率	◎J A 所定の利率とします。 ※固定金利型のみとなります。 ※利率は店頭に掲示しています。詳細は J A 融資窓口までお問合せください。
担保	◎原則として不要です。
保証	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	◎後取分割方式（保証料率年 0.57%） ※後取分割方式は、保証料相当分を金利に含め毎月の返済日にお支払いいただきます。
手数料	◎融資事務手数料、繰上返済手数料については、J A により取扱いが異なりますので、J A 融資窓口までお問合せください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A 支店（所）または J A 本店（所）に設置の J A バンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 各組合の J A バンク相談・苦情等受付窓口は こちらをクリック ください。 また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県 J A バンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。 ◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J A バンク相談所を通じてのご利用となりますので、J A の J A バンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県 J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A 融資窓口までお問合せください。